

クラブ活動の在り方に関する方針及び安全対策等の手引き

— 安全第一方針に従うクラブ活動の指導指針 —

内 容

- I. クラブ活動の在り方に関する方針
- II. クラブ活動における安全対策
- III. クラブ活動時の勤務体制
- IV. クラブ活動に関する提出書類等
- V. クラブ活動等に関する諸規則、施設使用上の注意

令和4年2月7日

沼津工業高等専門学校
学生委員会

2020年3月 内容一部修正

2020年3月 名称変更（旧名称「クラブ活動における安全対策等の手引き」）

2022年2月 課外活動指導員の役割を追加、一部の構成や字句を修正

I. クラブ活動の在り方に関する方針

本高専は、「豊かな人間性を備え、社会の要請に応じて工学技術の専門性を創造的に活用できる技術者の育成をおこない、もって地域の文化と産業の進展に寄与すること」を教育目的としています。

クラブ活動の指導は、豊かな人間性を涵養する上でも、社会的な、あるいは精神的・体力的訓練等を通じて自己の専門性を創造的に活用できる基盤（体力・精神力・コミュニケーション能力等）を育成する上でも、スポーツや文化活動を通じて地域の文化と交流し、その進展に寄与する上でも、重要な役割を担い、本高専の目的に沿った教育の一環となっています。その意味において、クラス指導、寮生活指導と並び、クラブ活動の指導は本高専における教育の三本柱の一つを構成しています。

クラブ活動は個性の伸張、社会性の形成、メンバーシップ・リーダーシップの訓練、健康・体力の維持・向上のほか連帶、友情、協調、礼儀、責任、忍耐、努力などの育成に有効な教育活動であり、多岐にわたる活動から、とりわけ安全第一方針の徹底が求められる教育の一つでもあります。

活動の主体となるクラブは学年、学科、クラスの範囲を越えて、学生達が同好の自由意志に基づいて参加した自主的な活動であり、自覚された学生の自主的な集団です。

クラブ活動は本来、学生の自発的、自主的活動であり、教員は必ずしも監督やコーチである必要はありませんが、高校生から大学 2 年生までの年齢にあたる高専本科生では教員、課外活動指導員及び外部コーチなど人生経験豊かな指導者からの指導、助言が有用です。特に、安全指導と事故・怪我発生時の対処方法の指導・支援は必要不可欠であり、クラブ活動における学生の安全保持は、高専教育において極めて重要な課題となっています。

本高専では「安全第一」の観点から、校長、各主事を除く全ての教員がクラブ顧問に配置され、クラブの運営や指導にあたります。

クラブ活動における休養日及び活動時間については、成長期にある学生が教育課程内の活動、課外活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、週当たり 2 日以上の休養日を設け、1 日の活動時間は、平日は長くとも 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。各種大会や対外試合等、各クラブの実情により、標準的な休養日・活動時間を超えて活動する場合にも真に必要な活動のみとし、代替の振替休養日を設けます。

II. クラブ活動における安全対策

1. クラブ活動の安全管理対策として学校が行う事項

- (1) クラブ顧問が過剰勤務にならないように注意し、顧問教員の健康管理、及び精神的負担の軽減につとめる。
- (2) クラブ顧問会議等において、クラブ顧問の役割等の周知徹底を図る。
- (3) クラブ顧問及び学生を対象に安全講習会等（熱中症、トレーニング、練習計画、救命救急法等）を実施し、安全管理意識の高揚を図る。
- (4) 体育施設の補強・修繕等を迅速に行い、安全面の強化を図る。
- (5) 学生会を通じて、部長、マネージャー会議等を適宜開催し、施設使用等の安全対策の周知徹底を図る。
- (6) 事故等が発生した場合における緊急連絡網の整備を図る。

2. クラブ活動の学生指導における基本的な留意事項

- (1) 入部に際し、学生の傷害保険等への加入を指導する。
- (2) クラブ員の毎日の健康状態を観察し、定期検診の結果を含め心身の状況を把握する。
- (3) 日頃から練習場所、器具、用具などの安全管理に配慮し、クラブ員に安全点検、整備を定期的に行わせる。
- (4) クラブ活動（種目等）の特性を理解し、事故防止を含んだ練習計画を立案し、顧問不在時でも安全な活動ができるようクラブ員に計画に基づいた行動をとらせる。
- (5) 事故、怪我発生時の対応（手順、連絡網等）を明確にし、簡単な応急手当を心得ておくと共にクラブ員には、健康・安全に対する意識を高め、自身の健康管理につとめさせる。
- (6) 安全に練習するためのマニュアルを作り練習前、活動中、終了後の事故防止を徹底させる。

3. クラブ顧問の役割

- (1) 学生の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む）、事故や怪我の防止（練習スケジュールや練習メニューの確認を含む）に務めること。
- (2) 体罰・ハラスメント・いじめの根絶に務めること。
- (3) 担当クラブの安全対策と事故・怪我発生時の対処方法（救命救急法等）の研究と研鑽につとめること。
- (4) 年度当初にクラブ学生の登録を監督すること。
- (5) 学内でのクラブ活動時間中、クラブ顧問及び課外活動指導員のうち少なくとも1名は活動場所にいるか、クラブ顧問のうち少なくとも1名は学内等にいて学生との連絡を密にすること。外部コーチのみが活動の監督をする場合で、クラブ顧問が学内待機し

ない場合も、緊急時に備え外部コーチとクラブ顧問で電話連絡等が行える体制を確保すること。

- (6) 危険を伴う練習を行う場合、クラブ顧問、課外活動指導員もしくは外部コーチが練習に同行し、指導・安全管理を行う。
- (7) 適宜、活動場所におもむき、課外活動中における安全対策を含め学生の活動状況を把握すること。また、課外活動指導員及び外部コーチとの連携を深め、安全対策面等の徹底を図ること。
- (8) 学外においてクラブ活動（公式試合、練習試合、合宿等）を実施する場合は、引率指導を行うこと。ただし課外活動指導員のみの引率も可とする。なお、その際の学生移動には、原則として公共交通機関を利用すること。
また、学外でのクラブ活動引率中に、自然災害・事件・事故に遭遇した場合は、学生の安全確保を第一とし、情報収集に努めるとともに学生主事（夜間・休日にあっては守衛所（090-3250-2768）を経由）へ状況報告の上、その後の指示を受けること。
学生主事への連絡が不能な状況下で解散する場合には、関係学生全員の帰宅・帰寮の確認をする事とし、状況によっては保護者の迎えを要請すること。
- (9) 学生の既往症などの健康状態について、年度当初に行った健康診断の結果や学生本人の申告から把握しておくこと。その情報を必要に応じて課外活動指導員や外部コーチと共有すること。
- (10) 当該クラブの活動前後における器具、施設及び学生の健康状態を部長等からの報告を通じて把握すること。なお、学生の健康状態、及び器具、施設等に異変等が見られた場合は、即時対応（活動の中止、学生課学生係への連絡、器具等の使用禁止等）を行うこと。
- (11) 校外でランニング等を実施する場合等は、複数で行動させるとともに連絡手段等を明示し、周知させること。
- (12) 学生に事故、怪我発生時の対応手順と応急手当を心得させると共に、自身の安全・健康管理につとめること。
- (13) 緊急時に利用する各クラブ員の連絡先を把握すると共にクラブ顧問、及び学生課学生係の連絡先を各クラブ員に周知しておくこと。
- (14) 入部に際し、学生の傷害保険等への加入を原則とする立場から、個々のクラブ活動における傷害保険等（スポーツ協会等が一括して行っているもの、大会や競技会毎に行うもの等、多様である）を調べ、活動に見合った加入を指導すること。

4. 課外活動指導員の役割

課外活動指導員はクラブ顧問の指示の下、上記（1）、（2）、（3）、（5）、（6）、（7）、（8）、（10）、（11）、（12）、（13）の業務を行う。

III. クラブ活動時の勤務体制

クラブ活動の指導に関しては、クラブ顧問による監理体制をとる。クラブ顧問は、全教員（校長、各主事を除く）によって構成され、教員がクラブ活動へ積極的に参加することを通じ、クラブ活動の状況把握と監理意識を高めるものとする。

1. クラブ活動の実施にあたって

- (1) 平日のクラブ活動は、原則として 16 時 20 分から 18 時 20 分までとする。
平日のうち 1 日を休養日とする。
- (2) 日曜日のクラブ活動は、原則として対外試合のみとする。（日曜日の練習は原則禁止）
土日のうちいづれか 1 日を休養日とする。
土曜日（あるいは日曜日）のクラブ活動時間は原則 3 時間までとする。
- (3) 中間及び期末試験開始の 1 週間前から試験最終日の前日までは、原則としてクラブ活動は禁止する。従って、この期間中は原則としてクラブ活動に関する勤務は行わないものとする。
- (4) 事故や怪我発生時には速やかに応急措置と保護者への連絡を行い、「緊急連絡網」等に従って対応する。

2. クラブ顧問の勤務体制

- (1) クラブ顧問教員は、基本的に活動の開始時から終了時までの活動指導を担当する。
- (2) 平日 17 時以降の活動については、変形労働時間制により対応する。
- (3) 休日の活動については、変形労働時間制または振替により対応する。

IV. クラブ活動に関する提出書類等

- (1) **クラブ活動計画表** (各クラブで作成し、内容をクラブ部員に周知徹底するとともに、年度当初に学生課学生係へ提出すること)
※各クラブ分をとりまとめ、学校ホームページに掲載し公表する（高専機構方針）
- (2) **クラブ安全対策表** (各クラブで作成し、内容をクラブ部員に周知徹底するとともに、年度当初に学生課学生係へ提出すること)
- (3) **クラブ安全点検リスト** (各クラブで作成し、年度当初に部室等に掲示する。活動日には必ずクラブ部員がチェックすること)
- (4) **クラブ別緊急連絡網** (顧問教員の連絡先を含め、必ず作成すること。メーリングリストでもよい。別途、学生主事、学生係、保健室等の連絡先もクラブ部員に周知すること)
- (5) **クラブ部員名簿** (年度当初に学生課学生係へ提出すること)
- (6) **課外活動計画書** (土日・休日、長期休業中に行う課外活動については必ず学生課学生係へ提出すること)
- (7) **課外活動実施報告書** (毎月、学生課学生係へ提出すること)
- (8) **課外施設・教室等使用願** (用紙は学生課前にある)
時間外（長期休業中を含む）に課外施設等を使用する場合は、事前に学生課学生係へ提出する。
- (9) **合宿願** (参加学生一覧表の別紙も添付、用紙は学生課前にある)

V. クラブ活動等に関する諸規則、施設使用上の注意

クラブ活動等に関する諸規則、施設使用上の注意等を、クラブ顧問はクラブ員に周知する。

- (1) 合宿研修所使用細則
- (2) 尚友会館学生共用室等の使用上の注意（学生生活の手引き）
- (3) 体育館の使用上の注意（学生生活の手引き）
- (4) 水泳プールの使用方法（学生生活の手引き）